

## 訪問看護対象者

訪問看護は主治医（かかりつけ医）が、訪問看護を必要と認めた場合に限られます。

### ●介護保険による訪問

65歳以上の方で、要支援1・2、要介護1～5と認定された方、40歳以上65歳未満で、16特定疾病に該当する方は介護保険の対象となります。

### 16特定疾病

- ①ガン末期      ②関節リウマチ      ③筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- ④後縦靭帯骨化症      ⑤骨折を伴う骨粗鬆症      ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症      ⑨脊椎管狭窄症 ⑩早老症（ウェルナー症候群）
- ⑪多系統萎縮症      ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患      ⑭閉塞性動脈硬化症      ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### ●医療保険による訪問看護

40歳未満の医療保険加入者とその家族、40歳以上65歳未満の16特定疾病以外の方、65歳以上で、要支援・要介護に該当しない方、末期の悪性腫瘍の患者等で、在宅療養生活を継続する上で看護が必要な方が対象となります。

## 利用料

●介護保険：自己負担はサービス利用の1割～2割

●医療保険：保険種別により1割～3割

※介護保険、医療保険により利用料は異なります。

※時間延長、時間外等については別料金となります。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：産業医科大学若松病院 訪問看護ステーション  
Tel093-285-3216（直通）